

防災農水商工常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（仮称）」
の考え方（素案）

平成22年9月7日
農水商工部

1 目的について

この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本事項を定めるとともに、県の責務や農業者等の役割を明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を総合的・計画的に推進し、県民生活の安定向上や地域経済の健全な発展を図ることを目的とします。

2 責務・役割等について

- (1) 県は、基本理念にのっとり、施策を策定し、総合的・計画的に実施することとします。また、この施策の実施に当たっては、農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨とするとともに、市町、農業者等、食品産業事業者などの関係者と連携・協働するよう努めます。
- (2) 農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努めるとともに、関係者との連携・協力に努める必要があります。また、農業生産やその関連活動を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努める必要があります。
- (3) 県民は、食に関する知識や農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努める必要があります。
- (4) 県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。
- (5) 県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、食品産業事業者などの関係者との円滑な連携・協働が図れるよう、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を総合的・計画的に推進するための体制を整備します。

3 基本計画について

県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めます。

基本計画には、食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な方針、主要な目標などを定めるとともに、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに見直します。

また、基本計画の策定や主要事項の変更をしようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることとします。

4 基本理念及び基本的施策について

食を担う農業及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要であることから、次に掲げる基本理念が進められていることを基本として行います。

(1) 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保について

【基本理念】

農産物については、その安全性が確保され、安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることから、需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、農産物の供給が安定的に行われています。

【基本的施策】

- ①県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆などの農作物の需要に応じた生産及び供給の促進、生産性の向上に資する活動への支援などを行います。
- ②県は、園芸等産地の形成の促進を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上に資する活動への支援などを行います。
- ③県は、畜産業の健全な発展を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進などを行います。
- ④県は、安全・安心農業生産の取組を促進するため、その技術の普及などを行います。
- ⑤県は、農産物の安全・安心に対する消費者の信頼を確保するため、生産、加工や流通の各過程での安全管理の定着や高度化の促進などを行います。

(2) 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立について

【基本理念】

農業については、県民に求められる農産物の供給の機能や多面的機能を発揮することが重要なことから、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、必要な農地、農業用水などの農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られています。

【基本的施策】

- ①県は、経営意欲や経営能力を持つ農業者等の育成・確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大や効率化、創意工夫を生かした経営の複合化や多角化の促進などを行います。
- ②県は、農業についての経営意欲や経営能力を持つ者の参入を促進するため、農業の技術や経営方法の習得機会の提供、農地の取得又は借受けに関する情報提供などを行います。
- ③県は、農業生産の振興に資する技術や知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学や民間等との連携の強化などを行うとともに、それらの成果の普及に努めます。
- ④県は、農業生産に必要な農地の確保や農地の安定的で有効的な利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地の利用の集積や遊休農地の利用の促進などを行います。
- ⑤県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水などの農業資源を確保するため、生産基盤の計画的な整備の推進などを行います。

(3) 地域の特性を生かした農村の振興について

【基本理念】

農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていることから、農産物の供給の機能や多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、地域の特性を生かした活力の向上や生活環境の整備により、その振興が図られています。

【基本的施策】

- ①県は、農村の活力の向上を図るため、農業者等の地域の特性を活かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進、生活環境の計画的な整備の推進などを行います。
- ②県は、農業及び農村の持つ多面的機能の維持増進を図るため、農地、農業用水などの農業資源の適切な管理の促進などを行います。
- ③県は、中山間地域等における適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための施策などを行います。
- ④県は、野生鳥獣による農産物の被害防止を図るため、被害防止に関する知識や経験を持った人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止対策の開発と普及などを行います。

(4) 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出について

【基本理念】

新たな価値の創出については、県民の多様化する期待にこたえる価値を創出し、提供していくことが不可欠であることから、県民と農業者等の相互理解を図り、農業及び農村が持つ資源を有効に活用することにより、その促進が図られています。

【基本的施策】

- ① 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、次の取組等の促進などを行います。
 - (ア) 食品産業事業者などの関係者と連携した取組
 - (イ) 農産物の生産とその加工又は販売を一体的に行う事業活動による取組
 - (ウ) 消費者と直接的なつながりを持つことによる取組
 - (エ) 農業及び農村の持つ地域資源を観光面で生かした取組
 - (オ) 自ら又は食品産業事業者などの関係者と共同して、農産物又はその加工品を輸出する取組

- ② 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品に関する次の認証制度等の推進などを行います。
 - (ア) 特に優れた品質の農産物又はその加工品の周知を行い、三重県の知名度の向上を図る制度等
 - (イ) 一定の基準を満たした安全・安心農業生産の下で生産される農産物の周知を図る制度等
 - (ウ) 食品産業事業者と連携し、県民が県内で生産された農産物又はその加工品に触れ、親しむ機会の拡大を行い、地産地消の周知・定着を図る制度等

- ③ 県は、県民と農業者等の相互理解の促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域などの様々な場において、食育の推進に関する活動が地域の特性を生かしつつ展開されるよう、情報や意見の交換の促進、人材の育成などを行います。

- ④ 県は、県民と農業者等との間の交流の促進を図るため、農産物の生産、加工や流通における学習機会の確保、体験活動の促進などを行います。

- ⑤ 県は、学校、事業所等において、地産地消に関する理解を促進するため、学校給食、事業所の食堂等で、地域で生産された農産物の利用の促進などを行います。

5 地域の特性を生かした農業及び農村の活性化に向けた支援について

- ① 県は、農村地域団体（集落等の地域又は産地単位で構成する団体）の農地などの農村資源を有効に活用して農業者等が連携して行う地域の特性を生かした農業及び農村の活性化に資する計画的な取組を促進するため、農村地域団体の活動計画の策定や、計画に基づく活動に対して、専門的知識を有する人材の参画、情報の提供、助言などの支援を行います。

- ② 県は、地域の特性を生かした農業及び農村の活性化に取り組む農業者の組織化を促進するため、市町と連携し、農業者の意欲の増進などを進めます。

- ③ 県は、農村地域団体の取組を円滑かつ効果的に推進するため、市町と連携し、必要な推進体制を整備します。